

電気通信紛争処理委員会（第244回）

1 日時

令和6年7月30日（火） 13時30分～

2 場所

9階電気通信紛争処理委員会事務局会議室

（Web会議システム（Webex）を併用）

3 出席者等（敬称略）

（1）委員

田村 幸一（委員長）、三尾 美枝子（委員長代理）、小川 賀代、
小塚 莊一郎、中條 祐介（以上5名）

（2）特別委員

眞田 幸俊、柴田 潤子、白山 真一、杉山 悦子、中村 豪、
葭葉 裕子（以上6名）

（3）総務省

総合通信基盤局 電気通信事業部 料金サービス課

課長 井上 淳、課長補佐 齊藤 浩之

（4）事務局

事務局長 山碕 良志、参事官 小津 敦、上席調査専門官 岩坪 昌一、
上席調査専門官 荒金 真史

4 議題

（1）「トラヒック・ポンピングの発生に係る着信インセンティブ契約に関する業務改善命令の適用に関するガイドライン（案）」について【公開】

（2）令和5年度調査研究結果の概要【公開】

5 審議内容

(1) 開会【公開】

【田村委員長】 委員長の田村です。

ただいまから第244回電気通信紛争処理委員会を開催いたします。お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。本日は委員5名全員に御出席いただいております。また、特別委員6名に御出席いただいております。一部は御都合によりウェブで御参加いただいております。

議事に入ります前に、この夏の定期異動によりまして、藤野事務局長、佐藤上席調査専門官、藪井上席調査専門官がそれぞれ離任いたしまして、後任として、山碕事務局長、岩坪上席調査専門官、荒金上席調査専門官が着任いたしましたので、一言御挨拶をお願いします。

【山碕事務局長】 7月5日付人事異動で事務局長に着任しました山碕です。前職は、情報流通行政局担当の審議官として、放送行政に携わっていました。本体制におきましても、委員会の機能が最大限発揮されますよう、事務局長として精進してまいりたいと存じます。委員、特別委員の皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上です。

【岩坪上席調査専門官】 7月16日付で上席調査専門官を拝命いたしました岩坪と申します。前職のほうは、情報流通行政局で放送を担当していました。今後ともよろしくお願い申し上げます。

【荒金上席調査専門官】 同じく7月16日付の人事異動で上席調査専門官となりました荒金です。前職は総合通信基盤局の電波政策課で、無線従事者の資格制度の改正や運用に携わってまいりました。こちらのほうでは、委員会の準備等を主に担当いたしますが、委員会の滞りない運営に尽力いたしますので、委員の皆様、特別委員の皆様、よろしくお願い申し上げます。

【田村委員長】 山碕事務局長、岩坪、荒金、両上席調査専門官、これからよろしくお願い申し上げます。

(2)議題：「トラヒック・ポンピングの発生に係る着信インセンティブ契約に関する業務改善命令の適用に関するガイドライン（案）」について【公開】

【田村委員長】 それでは、お手元の議事次第にしたがいまして、本日の議事を進めてまいります。本日は公開の議事となっています。

本日の議題は、まず議題１としまして、トラヒック・ポンピングの発生に係る着信インセンティブ契約に関する業務改善命令の適用に関するガイドライン（案）についてとなっています。また、議題２としましては、令和５年度調査研究結果の概要となっています。

いつものとおり、御質問や御意見等の御発言がある場合には、会場は挙手で、ウェブは挙手機能でお知らせいただきまして、指名の後にカメラとマイクをオンにして、御発言をお願いします。

それでは、早速議題１に移ります。

総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課の井上課長に御説明をお願いします。井上課長におかれましては、お忙しい中御出席いただきまして、ありがとうございます。それでは、よろしくお願いします。

【井上課長】 総務省総合通信基盤局料金サービス課の井上です。田村委員長はじめ、電気通信紛争処理委員会の皆様方には、日頃より大変お世話になっていまして、ありがとうございます。本日はお時間をいただき、先ほど委員長から御紹介いただきましたガイドライン（案）につきまして、御説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

改めまして、本日御説明させていただく内容につきましては、このトラヒック・ポンピングの発生に係る着信インセンティブ契約に関する業務改善命令の適用に関するガイドライン（案）です。こちらはトラヒック・ポンピングといった不適切な問題に対処するものです。今般、総務省としまして、そういった不適切な問題につきまして、電気通信事業法第２９条に基づく業務改善命令、その適用に関する考えを示すために、ガイドライン（案）を策定したものです。

本ガイドラインは、昨日までパブリックコメントに付していました。今その意見を踏まえて見直し等を検討しているところです。この電気通信事業法に基づく業務改善命令につきましては、それを実施する際には、事業法第１６０条におきまして、電気通信紛争処理委員会への諮問事項となっていますので、本

日は御説明の機会をいただきました。何とぞよろしくお願いいたします。

資料は、今投映されている244-1-1です。トラヒック・ポンピングの概要について説明する前に、簡単に経緯を申し上げますと、こちらにつきましては、接続料の算定等に関する研究会という有識者検討会をやっています。その第七次報告書というのが昨年9月に取りまとめられました。この報告書におきまして、総務省においては、トラヒック・ポンピングの状況について、定期的に注視していくことが適当とされまして、今八次報告書、こちらパブリックコメントに付していますが、この中におきましても、トラヒック・ポンピングへの対処というのをアジェンダとして入れています。そのアウトプットの一つとして、このガイドラインを策定したいと考えています。

前段が長くなって恐縮ですが、それではトラヒック・ポンピングの概要について説明させていただきます。

こちら、今見ていただいています資料244-1-1ですが、こちらがトラヒック・ポンピングの概要です。トラヒック・ポンピングとは、典型的に次のような状況を指すと考えています。音声電話等の接続協定におきまして、発着トラヒック量に応じて相互に接続料を支払う通常の事業者間精算方式が採用されている場合に、接続協定の一方の当事者、資料244-1-1でいうと、接続協定の一方の当事者、緑の着信側事業者ですが、協定の相手方事業者の利用者、ここでいうと黄色の発信側事業者の利用者の間で結ぶ契約です。通常、この発信側事業者利用者、この黄色の者につきましては、かけ放題サービスを契約しています。そのかけ放題サービスを契約している利用者との間で、この着信側事業者が着信インセンティブ契約、着信インセンティブ契約とは、その利用者が着信側事業者の利用者に発信するトラヒックの量に応じて、着信側事業者が金員を支払う旨の契約というのが着信インセンティブ契約です。この着信インセンティブ契約を締結することによりまして、トラヒックの量を意図的に増大させまして、それに伴って、着信側事業者の接続料収入を増加させるものです。このような状況は、トラヒックの量を意図的に増大させ、それに伴う接続料収入を増加させるものです。こういったことが起きますと、ほかの電気通信事業者の業務への影響、それからネットワークの輻輳、場合によっては利用者料金の不適正な設定等を発生しかねず、電気通信事業法の目的である電気通

信の健全な発達、利用者の利益の保護などの公共の利益を著しく阻害するおそれがあるということでございまして、今般、電気通信事業法の業務改善命令の適用に関するガイドラインを取りまとめさせていただいたところです。

そのガイドラインの内容につきましては、資料２４４－１－２を御覧いただきたいと思います。まず目的ですが、こちらにございますように、そもそも電気通信事業というのは、高い公共性を有しておるものです。その電気通信事業に当たりましては、接続ということが非常に重要です。接続によりまして、利用者が総合的かつ多彩なサービスの提供を受けることができますとなっています。このような接続の重要性に鑑み、電気通信事業法におきましては、３２条におきまして、ネットワークを有する電気通信事業者は、原則として、その設置する電気通信回線設備等の接続に関する他の電気通信事業者からの請求に応じなければならないとされています。こちらにつきましては、ＮＴＴといった大きなところに限られず、電気通信事業者全体に対して課されている規律でございまして、原則として、請求があれば接続に応じなければならないとされています。

一方で、電気通信設備の接続を含め、その業務の方法が不適切に行われますと、先ほど申し上げたような利用者の利益や公共の利益が阻害される場合がございます。そういった場合に、総務大臣が電気通信事業者に対して業務法の改善等を命ずることができることとされています。昨今、先ほど申し上げましたが、音声伝送役務における接続におきまして、携帯電話事業者が提供するかけ放題サービスを利用して、意図的に接続料収入を得ようとするトラヒック・ポンピングが発生している。こういった御指摘がございまして、本ガイドラインはこのような行為を抑止するとともに、このような行為が発生した場合の迅速な解決を図るため、トラヒック・ポンピングにおいて見られる着信インセンティブ契約に関する業務改善命令の適用の考え方を示すものです。

用語の定義につきましては、四つ、着信インセンティブ契約、先ほど申し上げたとおりで、トラヒック・ポンピングも先ほど申し上げたとおりです。（３）のところで他者料金設定トラヒック、若干ややこしい表現になっていますが、接続協定において、他の電気通信事業者が電気通信役務に関する利用者料金を定めることとされているトラヒックをいうとされています。具体的に申し上げ

ますと、さっきの発信側事業者、着信側事業者でいいますと、通常電話であれば、発信側事業者が料金を設定することとなっていますので、着信側事業者から見た場合、そのトラヒックについては、他者料金設定トラヒックというものになっています。(4)のところで、着信インセンティブ契約のうち、他者料金設定トラヒックの量に応じて金員等を支払うものをいうとなっております。

3番のところで、トラヒック・ポンピングの禁止というのを明記しています。先ほど申し上げましたとおり、

トラヒックの量を意図的に増大させ、他の電気通信事業者の業務への影響、ネットワークの輻輳等々の問題を発生しかねず、電気通信の健全な発達や利用者の利益の保護などの公共の利益を著しく阻害するようなトラヒック・ポンピングを発生させるおそれのある、以下のような典型的で不適切な着信インセンティブ契約については、業務改善命令の要件に該当し得るとしています。

以下、あと3ページ、4ページにわたりまして、幾つかの着信インセンティブ契約の例を掲げていますが、以下の事例はあくまでも例示です。これに該当しない場合であっても、業務改善命令の要件に該当する場合には、当然業務改善命令の対象となり得ると考えています。ここで掲げています例は二つございます。一つ目は、接続協定において料金を定めることとされている電気通信事業者の合意のない他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約、もう一つは4ページにございますが、接続する他の電気通信事業者の契約約款に違反する行為を助長する蓋然性の高い着信インセンティブ契約です。後ほどそれぞれについて御説明差し上げますが、(1)の接続協定において料金を定めることとされている電気通信事業者の合意のない他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約というのは、先ほど見ていただいた概要の、発信側事業者と着信側事業者との間の接続協定に着目した例です。(2)のほうにつきましては、発信側事業者と発信側事業者利用者が締結した役務契約に着目した着信インセンティブ契約について、例示を掲げているものです。

それぞれについて、簡単に御説明させていただきます。一つ目の着信他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約ですが、電気通信事業者間で合意した接続協定に関して、一方の電気通信事業者が他方の電気通信事業者の同意を得ずに当該接続協定に反する行為を行うことは、通常接続に関し不当な運営を行

っているものであり、他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障が生じるおそれがある。この点、その着信インセンティブ契約に関し、他者料金設定トラヒックについて、その料金を定める電気通信事業者の同意を得ずに他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約を締結することは、料金設定に実質上関与し、接続協定に反することとなる。先ほどの例で申し上げますと、発進側事業者が基本的に料金を設定するということで着信側事業者と接続協定を締結している場合におきまして、その発信側事業者の同意を得ずに、勝手に着信側事業者が他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約を締結するということは、料金設定に実質上に関与しているということでございまして、接続協定に反すると。特にその料金設定に当たりましては、発信側事業者が料金設定を行う場合には、どのぐらいの通信需要があるかという的確な把握が不可欠となりますが、勝手に同意を得ずに、発信側事業者の知らないところで、着信側事業者が発信側事業者利用者とそういった着信インセンティブ契約を結んでしまうと、需要の的確な把握が困難となり、その発信側事業者は料金設定等の適切な実施に支障を生じ、場合によっては不適切な料金設定や、または一部のサービスの停止といったことが生じる。その結果、利用者の利益の侵害など、公共の利益が著しく阻害される可能性も否定できないと考えられます。こういった着信インセンティブ契約に関しましては、他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約を締結した電気通信事業者、着信側事業者につきましては、電気通信事業法第29条第1項第10号の要件に該当し、業務改善命令の対象となる可能性があると考えられるとしています。

なお書きのところは、裁定方針のところにも若干触れています。利用者料金の設定権の所在を含む接続協定の細目について、仮に協議が不調で裁定申請があった場合、令和4年1月6日に策定されています、この利用者料金の設定権に関する裁定方針によりますと、当該利用者料金を負担する利用者が当該利用者料金の支払い先として認識し、または自ら選択していると認められる電気通信事業者が利用者料金の設定権を有することが基本的な方針ですので、他者料金設定インセンティブ契約のように、着信側事業者が料金設定に実質上関与するような裁定は、通常行われないと記載しています。

二つ目の業務改善命令の対象となる例示ですが、接続する他の電気通信事業

者の契約約款に違反する行為を助長する蓋然性の高い着信インセンティブ契約です。こちらにつきましては、昨年の第七次報告書の時点でも公表されておるものですが、今般、そのガイドラインを策定するという事で、こちらに統合したものです。簡単にその内容を説明させていただきますと、着信インセンティブ契約によりまして、電気通信役務の利用者が契約約款に違反する行為を助長する蓋然性の高いものである場合、着信側事業者がその旨を認識しつつ、当該行為を防ぐための必要な措置を講じないことは、通常、適正かつ合理的な事業の運営とは言えないと考えられる。その下、5行目ぐらいですが、着信インセンティブ契約の是正を要請したにもかかわらず、当該着信側事業者が当該要請に真摯に応じないことも、通常、適正かつ合理的な事業の運営とも言えないと考えられる。また、他の電気通信事業者の利用者に、当該電気通信事業者の契約約款に違反する行為を、その旨認識しつつ行わせることによって接続料収入を増加させようとすることも、通常、適正かつ合理的な事業の運営とは言えないと考える。こういった適正かつ合理的な事業の運営とは言えない行為が継続的に行われますと、契約約款に反する行為が行われた発信側事業者に違反行為の察知、利用停止などの業務、通常の業務が妨げられるのみならず、当該利用者に対して約款違反行為を行わせる。その結果、当該発信側事業者の利用者に電気通信役務の提供が拒否されるなどの重大な不利益を被らせるおそれがあるということです。こういった行為を助長する着信インセンティブ契約が継続的に行われた場合、電気通信の健全な発達、国民の利便の確保に支障が生じる可能性が否定できないため、事業法の29条1項12号の要件に該当し、業務改善命令の対象になる可能性があるとしています。

最後、その他ですが、総務省としましては、この着信インセンティブ契約の状況、それから電気通信事業者間の協議の状況について注視しまして、今後必要に応じて見直しを行っていくとしています。

以上、ガイドライン（案）として付させていただきました、今パブコメを終えて、策定すべく検討していますガイドライン（案）について説明させていただきました。よろしくお願いします。

【田村委員長】 ありがとうございます。

ただいまの説明に関しまして、委員の皆様の方から御質問等ありましたら、

御発言をお願いします。どなたでも結構です。ウェブは挙手機能をお願いします。

小塚委員。

【小塚委員】 小塚です。いろいろと御苦勞されて、お疲れさまです。

事例を二つ出していただいて、(2)のほうは非常に分かりやすいと思います。そもそも発信側の電気通信事業者の約款に違反しているということで、そういう使い方をしてはいけないと、端的で非常に分かりやすい。

(1)のほうですが、接続協定との関係でトラヒック・インセンティブ契約の違法性があるという御趣旨かと思いますが、需要の把握が大変しにくくなるという実質的な理由は、それはそれでまた分かりますが、接続協定に、例えば需要の把握をさせる義務が書いてあることは普通ないと思うのです。そういう意味で、どの部分が不適切だと考えられているのかをもう少し説明していただけないか。

【井上課長】 通常、発信側事業者と着信側事業者の間で接続協定を締結する場合には、どっちが利用者向けの料金を設定するということを決定いたします。それによりまして、例えば普通の電話でありましたら、発信側事業者と着信側事業者が締結をすれば、発信側事業者が利用者料金の設定権を持つことになります。発信側事業者と着信側事業者の間で利用者料金の設定権は発信側事業者にあると協定で合意したにもかかわらず、その発信側事業者の同意を得ることなく、言わば発信側利用者にいっぱいかけてくれればそれに対して金員を支払いますよということは、利用者料金に対して一部関与していると考えられると思っています。そのことが直ちに違法と言えるかはともかく、接続協定で合意した内容に反していると考えます。その上で、そういった接続協定に反する行為を行った上で、その結果として、例えばかけ放題サービスがなくなってしまうとか、そういった公共の利害が著しく阻害される可能性が出てきた場合には、業務改善命令の対象になると、そういう趣旨です。

【小塚委員】 ありがとうございます。「関与している」と言われると、それがよくわからなくて、おっしゃっていることは、むしろ接続協定を合意するときには前提として、それぞれ当然ある種のマーケットの状況を想定して協定を結ぶわけで、その前提を覆すというか、前提を変えてしまっているのが実質的に

協定の趣旨に反するという感じなのかとは思いますが、関与しているかと言われると、本来の目的を持っていないような発信をさせたからといって、発信側事業者が料金を設定する権限自体は生まれていないので、何かもう少しそこに実質的な説明があると分かりやすいかなと感じましたが、先ほどのような理解でよろしいのですか。当事者が協定するときの前提を覆してしまっているというか。

【井上課長】 前提というか、合意している内容として、利用者料金の設定権は発信側事業者にあると定めていますが、にもかかわらず、その人に同意を得ずに料金設定に、少々実質上関与はともかく、関与する行為を行うということとは接続協定に反すると考えます。それで、単に接続協定に反するだけではなくて、その上で、実際にどういう公共の利益を阻害するような行為が行われている、そういうのを総合的に見て判断したいと考えています。

【田村委員長】 これ、単純に言いますと、発信側事業者の利用者が利用料金を払うわけですが、インセンティブ契約でそれがバックされることによって、実質利用料金が変わってくると、そういう趣旨で理解してもよろしいのでしょうか。

【井上課長】 そうです。実質的に利用者料金が、金員のやり取りを通じて変わってきてしまう、その結果、需要の把握が困難になると。

【田村委員長】 それをもって関与という表現をされているという理解なんでしょうか。

【井上課長】 そうです。

【小塚委員】 なるほど。

【中條委員】 よろしいでしょうか。

【田村委員長】 どうぞ。

【中條委員】 今の料金設定の件ですが、現在の料金設定だけではなくて、将来の料金設定の在り方といったところも含めたお考えになっているということではよろしいのでしょうか。需要が変わってくることによって、将来の料金設定が影響を受けると思うのですが。

【井上課長】 もちろんそうです。急にトラヒックが増えたり、それが継続したりすることになれば、それに応じて料金が変わることにもなりますし、場

合によってはそのサービスの停止ということにもなります。それはまさに未来
というか将来のことに関することですので、そういった将来にも影響するもの
も対象です。

【中條委員】 関与という意味が潜在的な料金設定も含んでいるのかなと思
ってお話を聞きました。

【田村委員長】 どうぞ。

【三尾委員長代理】 よろしいですか。トラヒック・ポンピングの定義が2ペ
ージに書いてあり、「着信インセンティブ契約を締結することにより」とありま
すが、必ずこの着信インセンティブ契約を締結していることが前提になるとい
う理解でしょうか。逆に言うと、トラヒック・ポンピング自体が業務改善命令
の対象になるのであれば、着信インセンティブ契約を前提としないような詐欺
的な扱いといったものも想定されるような気もするんですが、このガイドライ
ンというのは、対象をそこに絞っているという理解でよろしいんでしょうか。

【井上課長】 御指摘のとおりでございまして、今般のガイドラインは、着
信インセンティブ契約を利用したトラヒック・ポンピングに関するものです。
今後、着信インセンティブ契約を介せずにそういったものが起きてくれば、4番
にある見直しのところにもございますように、改めて必要な措置を考えていき
たいと思っています。

【三尾委員長代理】 現状では着信インセンティブ契約が前提となるものし
か想定されてない、現状としてはあまりないということになるのですか。

【井上課長】 今般のガイドラインとしては、着信インセンティブ契約です。
ただ、ガイドラインとして、もう明確にこれは対象になりますよと言っていま
すが、潜在的に、ガイドラインになくても業務改善命令というのは発動でき
ると理解していますので、もちろんそういった事例があれば、発動することは可
能と考えています。

【三尾委員長代理】 分かりました。

【田村委員長】 ほかの委員、御質問ございませんでしょうか。ウェブ、御
質問ございませんか。よろしいですか。

それでは、特に御質問がないようですので、この辺で、この議題の質疑を終
えたいと思います。井上課長におかれましては、本日、誠にありがとうございます

ました。

【井上課長】 どうもありがとうございました。

【田村委員長】 御退室いただいて結構です。

（総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課職員退出）

(3)議題： 令和5年度調査研究結果の概要【公開】

【田村委員長】 それでは、議題2に移りたいと思います。事務局から、令和5年度調査研究結果の概要について説明をお願いします。よろしくお願いします。

【小津参事官】 紛争処理委員会事務局の小津です。本日は、令和5年度調査研究結果の概要を御説明させていただきます。

今回の調査は、大きな柱が二つありました。一つ目の柱は、海外主要市場における情報通信分野の紛争や意見対立の傾向です。二つ目の柱は、米国の情報通信分野における紛争処理です。今回の調査は、一般競争入札で落札したマルチメディア振興センターが実施しました。このマルチメディア振興センターは、FMMCとも呼ばれています。

まずは一つ目の柱についてお話しさせてください。この一つ目の柱では、主要国であるアメリカ、EU、イギリス、ドイツ、フランス、韓国における情報通信分野の事業者間の紛争について調べました。事務局では、類似の調査を大体5年に1回ぐらいの頻度で実施しています。これまでの調査では、実際に紛争処理に進んだ事案を調査していましたが、今回の調査では、紛争処理に進む前の事業者間の意見の対立も含めて調査をしました。この辺りが、今回の調査の少し新しい点であると思っています。また、今回いろいろ紛争や意見対立は出てきたのですが、それらを五つに類型化しています。

次に、この五つの類型をお話しさせてください。まず一つ目の類型は、大手プラットフォームによる競争阻害の懸念という意見対立があるのではないかとという話です。これについては、後ろに参考1-1がありますので、そのスライドも一応御覧いただければと思います。まず、欧州では、アメリカ大手プラットフォームの競争阻害行為をめぐる事業者間の対立の意見対立があります。これに対して規制当局が関心を持っています。例えば、EUではSpotifyが、AppleのApp Storeの利用規約に競争他社へのサイトへの誘導を制限する規定があると。それが競争阻害行為だという指摘を行っています。欧州委員会は、この指摘に関心を持ち調査を開始しています。一方、Appleは、例えば、Spotifyが欧州委員会とApp Storeのルールを不当に変更させようとしていると反論しています。これは現在係争中です。次に、

スライド右側ですが、フランスでは、オンライン広告会社のC r i t e o（クリテオ）が、M e t a、昔でいうF a c e b o o kが、オンライン広告会社向けのA P Iを突然遮断した、そのA P Iの遮断は市場支配力の濫用であると指摘をしました。M e t aは、フランスの競争当局からの通達を受けて、こうした商慣行を改善するとの誓約書を既に競争当局に提出済みであると述べています。これはある意味解決済みです。一つ目の類型では、こうした意見対立が見られます。

二つ目の類型は、参考1－2ですが、有限資源である電波、特に使いやすい周波数帯において、その割当てや再割当てに関連し、事業者間でいろいろな意見対立が出ています。移動通信で移行しつつある5 Gも視野に入っています。例えば韓国では、S KテレコムとK Tが、L G U＋（L Gユープラス）との間で5 Gの周波数の追加割当ての決定方式をめぐり意見の対立があります。

三つ目の類型は、参考1－3ですが、ネットワークインフラ整備コスト負担の在り方です。データ通信の利用が大幅に拡大する中、そのデータ通信を支えるネットワークインフラの整備コストの負担の在り方について、事業者間の対立がいろいろな国で出てきています。韓国の例が分かりやすいかと思いますが、S Kブロードバンドが、トラヒックの増加に伴い国際回線の増強といったインフラ整備を行い、N e t f l i xに対して一部負担すべきとの意見を言いました。N e t f l i xは、その義務はないと反論しました。その後、紛争処理機関である放送通信委員会に裁定として持ち込まれました。また、平行して裁判も始まりました。1審はS Kブロードバンドが勝訴しました。2審に進んだところで突如両者が和解し、提訴と裁定の両方を取り下げました。ただし、和解の内容は非公開で不明です。ただ協力関係が始まっています。類似の意見対立がヨーロッパでも起こりつつあります。例えば、ドイツテレコムは、プラットフォームはネットワークコストを分担すべきと主張し、それに対してN e t f l i xが、それが実現するとそれは1種の税金になるし、消費者に悪影響を及ぼすと反論しています。

四つ目の類型は、参考1－4ですが、接続や卸の協定・設備開放です。こうした意見対立は昔からありますが、最近の例では、M V N OがM N Oに移行する、あるいはM V N Oが関係するM & Aが起これといったところで、M V N O

のネットワーク利用料を見直すべきではないかといった意見が出ています。例えば、ドイツでは、テレフォニカ・ドイツが、1 & 1（ワンアンドワン）は既に5G周波数を獲得したMNOになったのであるから、自分たちが貸しているネットワークの利用料をMVNO向けからMNO向けに見直すべきではないかとの主張をしています。これに対して、1 & 1は、サービス提供を始めていないためMVNOとしての契約は有効と主張しています。

五つ目の類型は、参考1－5ですが、クラウド大手と生成AI企業の提携による競争阻害の懸念です。生成AIは大量のデータを取り扱うため、クラウドサービスと相当な親和性があると言われており、近年の大手クラウドサービス事業者と生成AI企業の連携が何組か発表されています。そうした中、各国で競争阻害の懸念についての議論が出ています。例えば、アメリカでは、競争阻害があるとの事業者の意見を受けて、連邦取引委員会FTCが、大手クラウド事業者が生成AIの学習データや専門人材を占有するような競争阻害のおそれがあるのではないかとといった観点から調査を始めています。一方、例えば、Microsoftが、クラウドと生成AIの連携は、AI分野の競争を促進し、結果的にイノベーションを加速させ、世の中に貢献しているといった反論をしています。これはアメリカの例でしたが、類似の調査が、EUやイギリスでも平行して始まっています。

次に、調査の二つ目の柱について御説明させてください。スライド2－1にお戻りください。ここでは、アメリカを例に取って、事業者から見て、情報通信分野での紛争処理プロセスにはどんなものがあるか、すなわち、電気通信規制庁による紛争処理プロセスのほかになどどんな選択肢があるか、また、その選択肢の中で、事業者はどのようにそれらを使い分けているについて調査しました。この二つ目の柱は、今回のみであり、一つ目の柱のように定点観測的に調査を続けているものではありません。

スライド2－1は、少々細かくて恐縮ですが、次のことが言えるかと思えます。情報通信分野の紛争処理のプロセスは5種類あると思っていますが、一つ目として、連邦通信委員会FCCが、通信法違反に関する紛争であるとか、電柱架設に関する紛争であるとかについての紛争処理を行っています。調停、非公式申立て、公式申立てがあります。二つ目として、各州に公益事業委員会が

あります。P S CやP U Cと略称が各州で異なりますが、州で閉じた通信の相互接続に関する紛争などについて、調停や仲裁の紛争処理を行っています。名称が公益事業委員会となっているとおり、電気通信に限らず、電力や水道など様々な公益事業も対象としています。この公益事業委員会が紛争処理を行わない場合に、F C Cが紛争処理を行うことができるという規定があります。三つ目は、少し視点が変わりますが、司法省の反トラスト局のアンチトラストディビジョンと連邦取引委員会F T Cが、それぞれ反トラスト法に基づいて事業者間の紛争を取り扱います。様々なセクターを対象とする中で情報通信も取り扱っているという位置づけです。民事、あるいは行政的排除措置を行っています。四つ目は、民間のA D R団体です。これも幅広くいろいろなセクターの紛争を取り扱う中で情報通信を取り扱うことになります。A D R団体は多数ありますが、情報通信分野であれば、特に米国仲裁協会A A Aが無線通信の業界団体のC T I Aと共同で無線分野のA D Rのためのルールであるワイヤレスインダストリーアビトラーションルールズを策定しており、この分野のA D Rを行っています。最後の五つ目は裁判所です。これは法的拘束性や最終性を備える仕組みとなります。

事業者がこれらをどのように使い分けているかについては、次のスライド2－2を御覧ください。結論から申し上げますと、情報通信分野の紛争当事者は、裁判よりはA D Rを利用する傾向があります。この調査では、情報通信分野の技術発展や新サービスの導入などの市場の変化が激しいことをその理由として分析しています。また、競争当事者による事前の戦略的な意図もあるのではないのかと分析しています。スライドの左側のグラフを御覧ください。英国のロンドン大学が各国の紛争処理機関の職員を対象に行った調査です。上の棒グラフでは、電気通信分野の紛争が法的拘束力のないA D Rで解決した割合が81%とあります。残りの19%について、下の棒グラフですが、法的拘束力のあるA D Rや裁判に持ち込まれた割合が、残り19%を全体として見たときの18%しかないということになります。調査では、さらに、将来の紛争発生を予見する紛争当事者は実際に紛争が起こったときに有利になるように、あらかじめ紛争解決方法について戦略的に検討しているのではないかと分析しています。例えば、契約書を両者間で取り結ぶ段階から、紛争時にA D Rで紛争

解決を図るといったことを契約書に明記するケースもかなりあるのではないのかという指摘がありました。

雑駁ですが、以上となります。

【田村委員長】 ありがとうございました。

ただいまの説明に関しまして、御質問等ございますでしょうか。

【中條委員】 では、よろしいでしょうか。

【田村委員長】 どうぞ、中條委員。

【中條委員】 ADRの利用というのが非常に面白いなと思ったのですが、通常の制度を使ったものと比べると、解決のスピードはかなり短くなるのでしょうか。

【小津参事官】 案件によると思いますが、全体的な傾向としては、このスライド2－1に少し取りまとめてあるとおり、簡便な手続と当事者間の都合に合わせて柔軟なプロセスを踏むため、早期に紛争が解決するようです。

【中條委員】 ありがとうございます。ただ、それはそのケースの当事者の間で取り決めたものだけであって、それが判例のようになっていくわけではないということですか。

【小津参事官】 ご指摘のとおりと思います。

【中條委員】 分かりました。ありがとうございます。

【田村委員長】 ほか、いかがでしょうか。

どうぞ。葭葉委員。

【葭葉特別委員】 令和5年度調査結果の御報告、どうもありがとうございました。とても勉強になりました。

1点だけ教えていただきたいのですが、海外主要市場における情報通信分野の紛争・意見対立の傾向で、今ページを開けていただいている五つのテーマで、いずれも重要で参考になるものばかりだと思いますが、特に日本市場として注目、注視したほうが良いと思われる意見対立や、テーマや、紛争があれば、教えてください。

【小津参事官】 必ずしもこの分類に沿っているわけではありませんが、我が国の場合、例えば消費者相談を見ていると、MNOとMVNOの競争に関わるものが、半数あるいは半数以上を占めています。今後の5Gの利用形態も拡

大していきますし、この辺りを注目していきたいと思っています。

【葭葉特別委員】 どうもありがとうございます。

【田村委員長】 よろしいでしょうか。

【田村委員長】 三尾委員。

【三尾委員長代理】 細かい話なのですが、このいわゆる民間ADRは、国内の紛争解決に限られるということになるのでしょうか。国をまたがることはないのでしょうか。

【小津参事官】 これは大きな二つ目の柱の調査の話と思います。今回はアメリカに限定したため、こういう調査結果となっていますが、国際的なADRといえますか、紛争処理とはいろいろな分野であると思います。例えば、特許の分野があると思います。特許の国際機関であるWIPOは、こういった紛争処理を取り扱っていると理解しています。

【三尾委員長代理】 分かりました。ありがとうございます。

【田村委員長】 ほかに御質問、どうぞ。

特になければ、この議題につきましても、この程度で質疑を終えたいと思います。

(4) 閉会【公開】

【田村委員長】 本日の議題は以上です。委員あるいは特別委員の皆様のうちから、何かございますでしょうか。

特になければ、事務局から何かありますか。

【小津参事官】 事務局です。本日はお忙しい中、御出席誠にありがとうございました。

次回の日程については、別途御連絡させていただきます。

以上です。

【田村委員長】 それでは、以上をもちまして本日の委員会を閉会いたします。本日は本当にありがとうございました。お疲れさまでした。

—— 了 ——